

所得税・市県民税 申告のしおり

申告期間

2月16日(月)
～
3月16日(月)
(土曜・日曜を除く)

問い合わせ先 菊池市役所税務課

期間内にもれなく申告を
お願いします

所得税(国税)の申告とともに、市県民税(住民税)の申告をしていただく時期になりました。所得税の申告が必要ない人でも、市県民税の申告はしていただくこととなりますので、申告期間内にもれなく申告してください。

申告は市県民税や国民健康保険税の算出基礎になるもので、未申告だった場合、国民健康保険税の軽減措置の適用が受けられなくなり、各種証明書(所得証明書など)の発行ができない場合があります。
※今年度は旧七城町・旧泗水町のみの地区割りです。期間後半は混雑が予想されますので、できるだけ早めに申告

を済ませられるようお願いします。

※今年度より年金収入のみの方に限り、2月5日・6日・9日の3日間申告受付を実施します(菊池市役所1階小会議室にて受付)。
※譲渡所得(譲渡所得)(株式譲渡所得)などのある人、住宅借入金等特別控除を初めて受けられる人は、税務署または確定申告センターで確定申告をお願いします。

申告をしなければならぬ人

平成21年1月1日現在、菊池市に住んでいた人で前年中に次の所得があった人は、申告が必要です。
○給与所得者で次に該当する人
・中途退職などにより、年末調

整ができていない人

給与所得の他に、家賃や小作料、農業所得、雑所得などの所得があった人
・医療費控除、寄付金控除などを受ける人
・菊池市に給与支払報告書が提出されていない人(提出の有無は勤務先にお尋ねください)
・2力所以上から給与の支払いを受けた人
○営業、農業、その他事業、不動産、配当などの所得があった人
○大工、左官などの賃金、内職の手間賃などの所得があった人
○年金や恩給などを受けた人
○不動産や株式(特定口座を除く)の売買があった人

所得のなかった人も必ず申告してください

前年中に病気や失業などで所得の無かった人、遺族年金や障害年金などを受けていて他に所得がない人も申告が必要です。
申告をしなくてもよい人
○勤務先から給与支払報告書が菊池市に提出され、他に所得のない人
○税務署に所得税の確定申告を

事業所得を申告する人

申告時には必ず「収支内訳書」を記入の上、申告を行ってください。作成していない人は、作成終了後に受付を行います。農業所得の申告をする人は、菊池市役所または税務署から送付している「農業収支内訳書」に記入の上、お越しください。ご協力をお願いします。

2月の「税」の納期限 3月2日(月)
問い合わせ先 税務課収納対策室
●国民健康保険税第8期
※口座振替を利用している人は、2月25日(水)に振替を行いますので、残高の確認をお願いします。

菊池税務署確定申告センターを開設します

開設時間 午前9時～午後4時
※税務署閉庁日(土・日・祝日)は、確定申告センター・税務署窓口での申告書の受付を行っていません。
開設期間 2月16日(月)～3月16日(月)(土・日は除く)
※2月5日(木)～2月13日(金)は、南九州税理士会菊池支部による無料相談を実施しています(土・日・祝日は除く)。
ところ JA 菊池菊池中央支所(駐車場は菊池税務署です)

問い合わせ先 菊池税務署 ☎(25) 2121

申告と納付の期限

- ・所得税・贈与税 3月16日(月)
- ・消費税および地方消費税 3月31日(火)

振替納税引き落とし日

- ・所得税の引き落とし日 4月22日(水)
- ・消費税および地方消費税の引き落とし日 4月27日(月)

- ### ●申告に必要なもの
- 所得額から差し引く(控除する)ものがあれば、必ず証明書などをお持ちください。
 - 印かん(認印で可)
 - 収入(所得)を証明できる資料
 - ・源泉徴収票(公的年金含む)、支払い証明書
 - ・農業所得や事業所得、不動産所得のある人は、収支内訳書(記入済み)、帳簿類、固定資産税の納税通知書(明細書など)
 - 各種領収書(収支内訳書に記入している人は不要です)または証明書
 - 医療費などの領収書(個人ごとに仕分けし、それを病院ごとに仕分けして計算の上申告されますようお願いいたします)、生命保険料、地震保険料、社会保険料(国民健康保険税や国民年金など)、障害者手帳、障害者控除対象者認定書など。
 - 所得税の還付を受ける人、口座振替による納税を希望する人は、通帳と通帳届出印かん

- ### ●控除もれはありませんか?
- 次に該当する人が年末調整で控除を受けていないときは、確定申告をすることで、源泉徴収された税金や予定納税をした税金の還付を受けることができます。
- 寡婦(夫)控除、障害者控除、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除、政党等寄付金特別控除などを受けることができる人
 - 平成20年に中途退職した人
- ### ●要介護者の障害者控除について
- 介護保険制度で要介護に認定された65歳以上の人は、基準に応じて障害者控除または特別障害者控除が受けられます。
申告の際には、「障害者控除対象者認定書」が必要になりますので、事前に市役所生きがい推進課または各総合支所民生課から認定書の交付を受けてください。

市県民税の申告受付会場

受付時間 午前の部・午前9時～午前11時 / 午後の部・午後1時～午後4時					
期日	菊池市役所税務課 (4番窓口)	七城総合支所 (1階総務振興課横)		旭志総合支所 (総務振興課税務係)	泗水総合支所 (2階大会議室)
	午前の部・午後の部	午前の部	午後の部	午前の部・午後の部	午前の部・午後の部
2月16日(月)		山崎	上水次		住吉
17日(火)		下水次	岡田		住吉
18日(水)		辺田	流川		永・富納
19日(木)		荒牧	高田		永・富納
20日(金)		台	甲佐町		吉富
23日(月)		新古閑	清水		吉富
24日(火)		宮園	戸田島		吉富
25日(水)		七城田中	本村		吉富
26日(木)		孤入・岩瀬	加恵		吉富
27日(金)		羽根木・蟹穴	五海		豊水・三万田
3月2日(月)	地区割り当てはありませんので、都合の良い日にお早めにお越しください(ただし土曜・日曜を除く)	瀬戸口 雇用促進 間所	西郷	地区割り当てはありませんので、都合の良い日にお早めにお越しください(ただし土曜・日曜を除く)	豊水・三万田
3日(火)		前川	板井		福本
4日(水)		梶迫	林原		福本
5日(木)					田島・南田島
6日(金)		元村	新村 打越		田島・南田島
9日(月)		内島	小野崎		桜山
10日(火)		上橋田	下橋田		桜山
11日(水)		七城松島 大尺	指定の日 に都合が つかない 人		指定の日 に都合が つかない 人
12日(木)		指定の日 に都合が つかない 人	指定の日 に都合が つかない 人		
13日(金)		指定の日 に都合が つかない 人	指定の日 に都合が つかない 人		
16日(月)		指定の日 に都合が つかない 人	指定の日 に都合が つかない 人		

※4会場どこでも申告できます。都合の良い会場をご利用ください。
※今年度は旧菊池市・旧旭志村は地区割りがありません。期間後半は混雑が予想されますので、できるだけ早めに申告を済ませられるようお願いします。
※年金収入のみの方に限り、2月5日・6日・9日の3日間、事前相談・申告受付を実施します。
※譲渡所得(譲渡所得)(株式譲渡所得)などのある人、住宅借入金等特別控除を初めて受けられる人は税務署または確定申告センターで確定申告をお願いします。